

令和3年10月12日

報道発表資料

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

| | |
|-------|--|
| 所 属 | 鷲ヶ峰営業所 |
| 職 位 | 技能職員（市バス運転手） |
| 年 齢 | 45歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 処分内容 | 戒告 |
| 処分理由 | <p>当該職員は、令和3年7月19日、7時21分登14系統向丘遊園駅南口発西菅団地行きを運行中、7時22分頃、向丘遊園駅入口停留所でお客様1名を乗せた。その際、車内の安全確認を行わずに発車したため、発車時の動揺により、乗車したお客様が転倒した。</p> <p>当該職員は、お客様への謝罪及び怪我の有無を確認したが、その際にお客様から怪我のお申出がなかったことをもって、本事案についての報告を所属へ行うべきところ、自己の判断により報告を行わなかった。</p> <p>また、転倒したお客様が途中停留所で降車した際、当該職員は、お客様の連絡先等について確認を行うためバス車両から離れるにあたり、安全対策として義務付けられている輪止めを実施しなかった。</p> <p>これらの行為は、道路交通法及び川崎市交通局自動車運転安全規範施行細則に違反したものであり、安全、正確、快適な輸送を行うことを本務とする市バス運転手としての自覚に欠ける行為である。</p> <p>これらのことを総合的に判断し、戒告とし、今後、このようなことがないよう厳しく戒め、猛省を求めたものである。</p> |
| 処 分 日 | 令和3年10月12日 |

<問合せ先>

川崎市交通局自動車部安全・サービス課 羽田野

電話 044-200-3234